

# 入管法改正に伴う中国人私費留学生の アルバイト問題（Ⅱ）

岡 益 巳

## 目 次

1. 序
2. 我が国及び岡山県における外国人留学生の現状
3. 「入管法」改正の背景と留学生にかかわる改正点
4. 岡山県下の中国人私費留学生の実態（Ⅰ）——その経済的側面  
（以上前号）
5. 岡山県下の中国人私費留学生の実態（Ⅱ）——改正入管法とアルバイト
6. 資格外活動許可基準に対する提言  
（以上本号）

## 5. 岡山県下の中国人私費留学生の実態（Ⅱ） ——改正入管法とアルバイト

### 5. 1. 留学生の在籍形態と資格外活動の基準

これまで、中国人私費留学生のアルバイトについて多面的に分析してきたが、本章では改正入管法とのかかわりにおいて、アルバイトの問題を捉えてみたい。

第3章で述べたように、改正入管法では留学生のアルバイトは資格外活動の申請を行い、許可を得ることが必要で、入国管理局長通達によって示された基準の範囲内で行うことが義務づけられている。入国管理局長通達による資格外活動の許可基準は、第3章で示したように3種類に分けられている。

今回の調査の回答者103人について、その在籍形態をみると、(a)大学院生68人、(b)学部生4人、(c)大学院所属の研究生16人、(d)学部所属の研究生14人、(e)聴講生1人となる。(a)と(b)の該当者は、資格外活動の基準(1)の適用を受ける「大学又はこれに準じる機関の留学生」であり、さらに、(c)と(d)の該当者はいずれも指導教官の指導のもとに、一定の研究計画に基づいて勉学・研究を行っている研究生であり、彼らも資格外活動の基準(1)の適用を受ける留学生である。しかし、(e)の該当者は、基準(2)の適用を受ける「大学の聴講生又は専ら聴講による研究生」にあたる。

今回の回答者の内、102人については基準(1)が適用され、残りの1人については基準(2)が適用される。基準(1)が適用される留学生の場合、通常月の資格外活動＝アルバイトは1日4時間以内と定められており、1日4時間を超えるアルバイトは違法行為となる。ところが、現実には、前章でも触れたように、通常月に1日4時間を超えるアルバイトを行っている者が多数存在する。週20時間程度のアルバイトを認めた旧法に照らせば合法であった留学生のアルバイトが、通常月1日4時間以内という改正法の基準を適用すれば、違法行為として取締りの対象となり、入管法の改正が留学生にとって不利益をもたらす可能性がある。そこで、本章では中国人私費留学生のアルバイト・パターンについて、さらに詳細に分析することによって、入管法改正がもたらした留学生のアルバイト問題に関する法と現状との間の矛盾を浮き彫りにしてみたい。

なお、1日4時間以内という基準の根拠は、山崎哲夫入国管理局参事官に対する『留学生新聞』（1990年3月号）のインタビューの中で示されている。当時の基準である、「週20時間以内のアルバイト制限についてはどう思われますか」という質問に対して、山崎参事官は、「20時間ということにもそれなりの理由があります。1日の労働時間を8時間として計算すると、半分は勉強に、半分は仕事に使えますが、それ以上労働時間が増えると本来の入国目的の実現に影響を与えることになります。(以下略)」と答えており、この発言は、7・8月（＝夏期休暇中）<sup>(34)</sup>の1日8時間以内という特例的な基準の

根拠も示唆している。これに対して、基準(2)の通常月1日2時間以内、或いは基準(3)の7・8月の特例無しという厳しい制約は、留学・就学に名を借りた不法就労者対策の結果であると考えられる。

## 5. 2. 入管法に照らしたアルバイトの合法性・違法性

### 5. 2. 1. 分析の視点

調査対象者のうちで、アルバイトをしていると回答し、かつ通常月と夏期休暇中のアルバイト総時間（1週間当たりの日数×1日当たりの時間数）の両方を回答した者70人に、アルバイトをしていないと回答した15人を加えた合計85人を本節の分析対象とする。

すでに述べたように、改正法は、本節の分析対象者で、かつ基準(1)の適用を受ける留学生については<sup>(35)</sup>、通常月の1日4時間を超えるアルバイト及び夏期休暇中の1日8時間を超えるアルバイトを違法と定めている。また、旧法は、時期にかかわらず週20時間程度を超えるアルバイトを違法と定めていた<sup>(36)</sup>。旧法の週20時間程度という若干の幅を持った基準を、ここでは便宜的に週20時間として処理する。従って、改正法を適用した場合、通常月に1日4時間を超えるアルバイト或いは夏期休暇中に1日8時間を超えるアルバイトを違法行為とし、旧法を適用した場合、週20時間を超えるアルバイトを

(34) 入管法とのかかわりにおいて「夏期休暇中」という場合は、特例期間である7月1日から8月31日を指す。

(35) 本節の分析対象者85人のうち、1人は基準(2)の適用を受ける聴講生で、通常月には1日2時間のアルバイトを週1回、夏期休暇中には1日8時間のアルバイトを週2回行っている。ここでは便宜的に当該留学生を基準(1)の枠内に含め、適用基準を一元化して分析処理する。

(36) 広島入国管理局岡山出張所の石濱正一入国警備官兼入国審査官によると、旧法下では週21時間以内であれば合法とみなしていた。なお、入国管理局資格審査課（1988）によると、資格外活動の許可を要しない範囲は、「ほぼ20時間（ただし、日曜、祝祭日及びその留学生が在籍する大学等の休暇期間中はこれに含まない）を超えず、……」（『国際人流』1988年7月号，p.51）となっているが、現場での対応について同氏の見解を求めたところ、日曜、祝祭日及び大学等の休暇期間中といった点には関係なく、年間を通じて一律に週20時間程度（現実には週21時間）を許可基準とみなしていた、とのこと。

違法行為とし、中国人私費留学生のアルバイトの違法性を、改正法と旧法の2通りの基準から比較検討し、留学生のアルバイトにとっての入管法の改正の意味を考察したい。なお、旧法及び改正法ともに、上述の基準を超える資格外活動についても、特別の事情がある場合には個別審査を経た上で、特例的に許可されることになっている（或いは、なっていた）が、本論ではこの部分は取り扱わない。

ところで、アルバイトの実態に関する分析から、①理科系の留学生の1週間当たりのアルバイト量は通常月と夏期休暇中でほぼ同じであるが、文科系の留学生の1週間当たりのアルバイト量は、通常月に比べて夏期休暇中に2倍以上に増加する、②通常月のアルバイト量は、文科系の留学生と理科系の留学生であり差はみられないが、夏期休暇中のアルバイト量は、文科系の留学生の方が理科系の留学生の約2.5倍に達することが判明した。このように、専門分野によって、アルバイト従事の実態が大きく異なるので、改正法と旧法に基づくアルバイトの違法行為者の出現率を検討する際に、文科系・理科系別の分析も試みることにする。

なお、1991年5月1日現在、留学生全体に占める文科系留学生の比率は、全国の場合が65.5%、岡山県の場合が43.7%であり、理科系留学生の比率は各々29.4%、54.8%である<sup>(37)</sup>。全国に比べて岡山県の理科系留学生の比率が大きい理由の1つとして、県内の大学の理科系には大学院博士課程が複数設置されているのに対して、文科系には博士課程が全く設置されていない点が挙げられよう。

#### 5. 2. 2. 改正法と旧法に基づく違法行為出現率の比較：年間を通じてみた場合

中国人私費留学生のアルバイト従事が合法であるか違法であるかを、改正

(37) 全国の数値は前出の文部省留学生課（1991）の p.5 の図より算出した。ただし、この他に分類不能な「その他」が5.0%ある。岡山県の数値は前出の岡山県留学生交流推進協議会（1991）の p.27 の表6より算出した。ただし、この他に分類不能な「その他」が1.5%ある。

法と旧法の両基準から整理したのが表25-aである。旧法の基準に従うと22.4%の留學生が違法なアルバイトをしていることになるが、これに改正法の基準を適用すると35.3%の留學生が違法行為を問われることになり、同一のアルバイトを行ったとしても、旧法に比べて改正法の方が違法者の出現率が増加する傾向にあり、両基準には傾向差が存在する。表25-aをさらに詳細に検討すると、旧法では合法であるが改正法では違法となる者が25.9%存在するのに対し、逆に、改正法では合法であるが旧法で違法になる者は12.9%と少ない。また、どちらの基準を適用しても違法となる者は9.4%と少数である。このように、入管法の改正によって、違法行為に該当するケースがやや増加しているといえる。

同様の分析を対象者の専攻分野別に行った結果が表25-b（文科系）と表25-c（理科系）である。文科系の留學生の場合、

表25-b 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：通年・文科系

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	50.0 (17)	26.5 (9)	76.5 (26)
	違法	2.9 (1)	20.6 (7)	23.5 (8)
	計	52.9 (18)	47.1 (16)	100.0 (34)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答11人  
注3)  $\chi^2=4.90, df=1,$   
 $p<.05$

表25-a 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：通年・全体

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	51.8 (44)	12.9 (11)	64.7 (55)
	違法	25.9 (22)	9.4 (8)	35.3 (30)
	計	77.6 (66)	22.4 (19)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答18人  
注3)  $\chi^2=3.03, df=1,$   
 $p<.10$

表25-c 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：通年・理科系

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	52.9 (27)	3.9 (2)	56.9 (29)
	違法	41.1 (21)	2.0 (1)	43.1 (22)
	計	94.1 (48)	5.9 (3)	100.0 (51)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答7人  
注3)  $\chi^2=14.09, df=1,$   
 $p<.001$

旧法に従うと47.1%の者が違法なアルバイトをしていることになるが、改正法に従うと違法なアルバイトをしている者は23.5%と有意に減少する。これに対して、理科系の留学生の場合、旧法に従うと僅か5.9%の者が違法なアルバイトをしているだけであるが、改正法に従うと違法なアルバイトをしている者は実に43.1%にも急増する。この増加率は有意である。このように、入管法の改正は、夏期休暇中にアルバイトに集中できる文科系の留学生にとっては有利に作用しているが、実験等のため通常月も夏期休暇中も少日長時間のアルバイトしかできない理科系の留学生にとっては不利に作用している。入管法の改正が文科系の留学生と理科系の留学生とでは、全く逆方向の影響を及ぼしている点が興味深い現象である。

### 5. 2. 3. 改正法と旧法に基づく違法行為出現率の比較：通常月の場合

通常月のアルバイト従事の合法性・違法性を、改正法と旧法の両基準から整理したのが表26-aである。旧法の基準に従うと4.7%の留学生が通常月に違法なアルバイトをしていることになるが、これに改正法の基準を適用すると、通常月に違法なアルバイトをする留学生は32.9%に増加する。旧法の

表26-a 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：通常月・全体

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	65.9 (56)	1.2 (1)	67.1 (57)
	違法	29.4 (25)	3.5 (3)	32.9 (28)
	計	95.3 (81)	4.7 (4)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%),

下段：人数

注2) この他に無回答18人

注3)  $\chi^2 = 20.35, df = 1,$

$p < .001$

基準に比べて改正法の基準は、通常月のアルバイトに関する違法者の出現率を有意に高めており、留学生の通常月のアルバイト従事の実態から判断すれば、改正法の基準は現状にそぐわないものであり、留学生にとって不利なものとなっている。表26-aをさらに詳しく検討すると、旧法では合法であるが、改正法では違法となる者が29.4%も存在することがわかる。しかし、逆に、改正法では合法であるが、旧法で違法となる者は僅かに1.2%に過ぎないし、どちらの基準を適用しても違法となる者は

3.5%と極めて少ない。

通常月のアルバイトに関する同様の分析を文科系・理科系別に行った結果が表26-b（文科系）と表26-c（理科系）である。文科系の留学生の場合、通常月に違法なアルバイトをしている者は、旧法に従うと11.8%，改正法に従うと20.6%であり、これらの出現率の間に有意差は認められない。しかし、理科系の留学生の場合、通常月に違法なアルバイトをしている者は、旧法に従うと0%であるが、改正法に従うと41.2%にも達し、これらの出現率の間には有意差が認められる。このように、入管法の改正は、通常月のアルバイトに関しては、文科系の留学生に対しては顕著な影響はみられないものの、理科系の留学生に対しては不利な作用を及ぼしているといえる。

5. 2. 4. 改正法と旧法に基づく違法行為出現率の比較：夏期休暇中

夏期休暇中のアルバイト従事の合法性・違法性を、改正法と旧法の両基準から整理したのが表27-aである。旧法の基準に従うと22.4%の留学生が夏期休暇中に違法なアルバイトをしていることになるが、これに改正法の基準を適用すると、夏期休暇中に違法なアルバイトをしている留学生は9.4%に減少する。これらの違法者の出現率の間には有意差が認められる。通常月のアルバイトの場合とは逆に、夏期休暇中のアルバイトの場合は、改正法は留

表26-b 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：通常月・文科系

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	76.5 (26)	2.9 (1)	79.4 (27)
	違法	11.8 (4)	8.8 (3)	20.6 (7)
	計	88.2 (30)	11.8 (4)	100.0 (34)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答11人  
注3)  $\chi^2=0.80, df=1, n. s.$

表26-c 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：通常月・理科系

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	58.8 (30)	0.0 (0)	58.8 (30)
	違法	41.2 (21)	0.0 (0)	41.2 (21)
	計	100.0 (51)	0.0 (0)	100.0 (51)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答7人  
注3)  $\chi^2=19.05, df=1, p<.001$

学生にとって有利に作用しているといえる。表27-aをみると、旧法では合法であるが改正法では違法となる者は5.9%と少なく、逆に、改正法では合法であるが旧法では違法となる者は18.8%と多い。なお、どちらの基準を当てはめてみても違法となる者は3.5%と非常に少ない。

夏期休暇中のアルバイトに関する同様の分析を行った結果が表27-b（文科系）と表27-c（理科系）である。文科系の留学生の場合、夏期休暇中に違法なアルバイトをしている者は、旧法の基準では

表27-a 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：夏期休暇中・全体

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	71.8 (61)	18.8 (16)	90.6 (77)
	違法	5.9 (5)	3.5 (3)	9.4 (8)
	計	77.6 (66)	22.4 (19)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答18人  
注3)  $\chi^2=4.76$ ,  $df=1$ ,  
 $p<.05$

表27-b 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：夏期休暇中・文科系

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	52.9 (18)	38.2 (13)	91.2 (31)
	違法	0.0 (0)	8.8 (3)	8.8 (3)
	計	52.9 (18)	47.1 (16)	100.0 (34)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答11人  
注3)  $\chi^2=11.08$ ,  $df=1$ ,  
 $p<.001$

47.1%に達するが、改正法の基準では8.8%に減少し、この減少率は有意である。これに対して、理科系の留学生の場合、夏期休暇中に違法なアルバイトをしている者は、旧法の基準では5.9%、改正法の基準では9.8%であり、これらの出現率の間に有意差は認められない。このように、入管法の改正は、夏期休暇中のアルバイトに関

表27-c 違法行為出現率の比較  
(改正法×旧法)：夏期休暇中・理科系

		旧 法		
		合法	違法	計
改 正 法	合法	84.3 (43)	5.9 (3)	90.2 (46)
	違法	9.8 (5)	0.0 (0)	9.8 (5)
	計	94.1 (48)	5.9 (3)	100.0 (51)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答7人  
注3)  $\chi^2=0.00$ ,  $df=1$ ,  $n. s.$



しては、文科系の留学生に対して有利に作用しているが、理科系の留学生に対しては顕著な影響を及ぼしていない。

5. 2. 5. 通常月と夏期休暇中の違法行為出現率の比較：改正法を適用する場合

改正法を適用した場合に、留学生のアルバイト従事が合法であるか違法であることを、通常月と夏期休暇中の2次元的に整理した結果が表28-aである。改正法の基準に従うならば通常月に違法なアルバイトをしている者は32.9%であるが、夏期休暇中に違法なアルバイトをしている者は9.4%と少なく、夏期休暇中に比べて通常月の違法率の方が有意に高い。

同様の分析を文科系・理科系別に行った結果が表28-b (文科系) と表28-c (理

表28-a 違法行為出現率の比較 (通常月×夏期)：改正法を適用する場合・全体

		夏期休暇中		
		合法	違法	計
通常月	合法	64.7 (55)	2.4 (2)	67.1 (57)
	違法	25.9 (22)	7.1 (6)	32.9 (28)
	計	90.6 (77)	9.4 (8)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%), 下段：人数  
 注2) この他に無回答18人  
 注3)  $\chi^2=15.04, df=1, p<.001$

表28-b 違法行為出現率の比較 (通常月×夏期)：改正法を適用する場合・文科系

		夏期休暇中		
		合法	違法	計
通常月	合法	76.4 (26)	2.9 (1)	79.4 (27)
	違法	14.7 (5)	5.9 (2)	20.6 (7)
	計	91.2 (31)	8.8 (3)	100.0 (34)

注1) 数値は、上段：比率(%), 下段：人数  
 注2) この他に無回答11人  
 注3)  $\chi^2=1.50, df=1, n. s.$

表28-c 違法行為出現率の比較 (通常月×夏期)：改正法を適用する場合・理科系

		夏期休暇中		
		合法	違法	計
通常月	合法	56.9 (29)	2.0 (1)	58.8 (30)
	違法	33.3 (17)	7.8 (4)	41.2 (21)
	計	90.2 (46)	9.8 (5)	100.0 (51)

注1) 数値は、上段：比率(%), 下段：人数  
 注2) この他に無回答7人  
 注3)  $\chi^2=12.50, df=1, p<.001$

科系)である。文科系の留学生の場合は、改正法の基準に照らせば、通常月の違法者は20.6%、夏期休暇中の違法者は8.8%であり、これらの出現率の間に有意差はない。ところが、理科系の留学生の場合は、改正法の基準では、通常月の違法者は41.2%非常に多いが、夏期休暇中の違法者は9.8%と少なく、これらの出現率の間には有意差が存在する。

#### 5. 2. 6. 通常月と夏期休暇中の違法行為出現率の比較：旧法を適用する場合

旧法を適用した場合に、留学生のアルバイト従事が合法であるか違法であるかを、通常月と夏期休暇中の2次元的に整理した結果が表29-aである。旧法の基準に従うならば、通常月に違法なアルバイトをしている者は4.7%に過ぎないが、夏期休暇中に違法なアルバイトをしている者は22.4%みられ、通常月に比べて夏期休暇中の違法率の方が有意に高くなる。

同様の分析を文科系・理科系別に行った結果が表29-b(文科系)と表29-c(理科系)である。文科系の留学生の場合は、旧法の基準に照らせば、通常月の違法者は11.8%であるが、夏期休暇中の違法者は47.1%にも達

表29-a 違法行為出現率の比較  
(通常月×夏期)：旧法を適用する場合・全体

		夏期休暇中		
		合法	違法	計
通常月	合法	77.6 (66)	17.6 (15)	95.3 (81)
	違法	0.0 (0)	4.7 (4)	4.7 (4)
	計	77.6 (66)	22.4 (19)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数

注2) この他に無回答18人

注3)  $\chi^2 = 13.07, df = 1,$   
 $p < .001$

し、これらの出現率の間には有意差がみられる。しかし、理科系の留学生の場合には、通常月の違法者は0%であり、夏期休暇中の違法者も5.9%しかおらず、これらの出現率の間に有意差はみられない。

#### 5. 2. 7. まとめ

入管法の改正が留学生のアルバイトにとって有利に働いているか、それとも不利に働いているかに関する今回の調査結果を要約して示したのが表30である。表30から明らかなように、入管法の改正が留学生にとってプラスなのかマイナスなのかは、通

表29—b 違法行為出現率の比較  
(通常月×夏期)：旧法を適用する場合・文科系

		夏期休暇中		
		合法	違法	計
通常月	合法	52.9 (18)	35.3 (12)	88.2 (30)
	違法	0.0 (0)	11.8 (4)	11.8 (4)
	計	52.9 (18)	47.1 (16)	100.0 (34)

注1) 数値は、上段：比率(%)、  
下段：人数  
注2) この他に無回答11人  
注3)  $\chi^2=10.08, df=1,$   
 $p<.001$

表29—c 違法行為出現率の比較  
(通常月×夏期)：旧法を適用する場合・理科系

		夏期休暇中		
		合法	違法	計
通常月	合法	94.1 (48)	5.9 (3)	100.0 (51)
	違法	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
	計	94.1 (48)	5.9 (3)	100.0 (51)

注1) 数値は、上段：比率(%)、  
下段：人数  
注2) この他に無回答7人  
注3)  $\chi^2=1.33, df=1, n. s.$

常月か夏期休暇中かというアルバイト時期の要因と、文科系か理科系かという留学生の専攻分野の要因との相互作用によって決定される。すなわち、入管法の改正は通常月のアルバイトに

表30 入管法の改正が留学生のアルバイトに与える影響：まとめ

	文科系	理科系	全体
通常月	影響無し	不利	不利
夏期休暇中	有利	影響無し	有利
通年	有利	不利	やや不利

対しては不利に作用するが、それは理科系の留学生の場合にのみ認められ、夏期休暇中のアルバイトに対しては、有利に作用するが、それは文科系の留学生の場合にのみ認められる。通常月の文科系の留学生及び夏期休暇中の理科系の留学生に対して、入管法の改正は影響を与えていない。

なお、通常月と夏期休暇中のどちらの時期に違法行為がより多くみられるかについて、今回の調査結果を要約したのが表31である。表31から明らかのように、改正法の基準を適用すると、夏期休暇中よりも通常月の方で違法行為者が多くなるが、それは理科系の留学生の場合にのみ認められ、旧法の基準を適用すると、逆に通常月よりも夏期休暇中の方で違法行為者が多くなる

表31 通常月と夏期休暇中のどちらで違法行為がより多くみられるか

	文科系	理科系	全体
改正法	差無し	通常月	通常月
旧法	夏期	差無し	夏期

が、それは文科系の留学生にのみ認められる。

中国人私費留学生在が夏期休暇中にアルバイトを行う場合に、入管法の改正によって、文科系の留学生にはその恩恵が

生じているが、理科系の留学生にはそうした恩恵が生じておらず、改正法の「留学生に対する配慮」が必ずしも十分でないことが判明した。さらに問題となるのは、中国人私費留学生在が通常月にアルバイトを行う場合に、入管法の改正によって、特に理科系の留学生に不利益が生じることであり、改正法の、厳密には資格外活動許可基準を定めた入国管理局長通達の「留学生に対する配慮」という趣旨とは大きく矛盾する悪影響をもたらしている。入管法の改正は、「改正」ではなく「改悪」だという声の根拠がこの点にある。

### 5. 3. 通常月と夏期休暇中のアルバイト量の個人内比較

#### 5. 3. 1. 分析の視点

調査対象者のうちで、アルバイトを全くしていない15人、及びアルバイトをしている者で、週当たりの日数或いは1日当たりの時間数を回答しなかった18人の、合計33人を除いた70人を本節の分析対象とする。

前節の分析結果によると、改正法では通常月の違法者はアルバイトを全くしていない者も含めた85人中32.9%に達する。この数字は、本節の分析対象者70人でみると、40.0%を占める。1日当たりのアルバイトを4時間以内に制限したことが原因で、こうした大量の違法行為該当者が発生している。そこで、本節では、通常月と夏期休暇中のアルバイト量に関する個人内比較分析を行い、アルバイト従事者各人のアルバイト量の時期による増減を明らかにした上で、通常月1日4時間以内という基準の妥当性を、個人内比較の視点から検討してみる。アルバイト量を、週当たりの日数、1日当たりの時間数、週当たりの総時間数の各々に関して、70人全体について、また対象者の

性別及び専攻分野別に分析する。なお、対象者の在籍形態別の分析は、特定の在籍形態（大学院）に在籍者が集中しており、在籍形態間の比較が不可能であるため省略する。

5. 3. 2. 通常月と夏期休暇中のア

ルバイト量の個人内比較：1週間当たりの日数

週当たりのアルバイト日数について、通常月と夏期休暇中との個人内比較の結果を示したのが表32-a～表32-cである。

全体でみた場合、週当たりの日数が通常月より夏期休暇中の方が多い留学生は、夏期休暇中のみアルバイトを行っている者4.3%を含めて、40.0%と半数に満たない。

これに対して、週当たりの日数が年間を通じて一定である者は45.7%存在し、逆に、通常月の方が夏期休暇中より多い者は、通常月のみアルバイトを行っている者を含めて、14.3%存在する。

男女別にみた場合、通常月より夏期休暇中の方が多い者は、男性が44.0%、女性が30.0%であるが、男女間に有意差はない。

専攻分野別にみた場合、

表32-a 通常月と夏期のアルバイト量の個人内比較：週当たりの日数・全体

通常月：夏期	人数	比率 (%)
通常月<夏期	28	40.0
通常月≠0	25	35.7
通常月=0	3	4.3
通常月=夏期	32	45.7
通常月>夏期	10	14.3
夏期≠0	2	2.9
夏期=0	8	11.4
合計	70	100.0

注1) この他に無回答18人  
注2) 夏期の方が多い者の出現率と、それ以外の者の出現率との比較：CR = 1.67, n. s.

表32-b 通常月と夏期のアルバイト量の個人内比較：週当たりの日数・性別

	男		女	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
通常月：夏期				
通常月<夏期	22	44.0	6	30.0
通常月≧夏期	28	56.0	14	70.0
合計	50	100.0	20	100.0

注1) この他に無回答18人  
注2)  $\chi^2 = 1.17, df = 1, n. s.$

表32-c 通常月と夏期のアルバイト量の個人内比較：週当たりの日数・専攻分野別

	文科系		理科系	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
通常月：夏期				
通常月<夏期	21	70.0	7	17.5
通常月≧夏期	9	30.0	33	82.5
合計	30	100.0	40	100.0

注1) この他に無回答18人  
注2)  $\chi^2 = 19.69, df = 1, p < .001$

夏期休暇中の方が多い者は、文科系が70.0%であるのに対して、理科系は17.5%に過ぎず、これらの比率の間には有意差が存在する。逆に、年間を通じて一定である者の比率は、文科系20.0%に対して、理科系65.0%と大きく、有意差がみられる ( $\chi^2 = 13.99$ ,  $df = 1$ ,  $p < .001$ )。

### 5. 3. 3. 通常月と夏期休暇中のアルバイト量の個人内比較：1日当たりの時間数

1日当たりのアルバイト時間数について、通常月と夏期休暇中との個人内比較の結果を示したのが表33-a～表33-cである。

表33-a 通常月と夏期のアルバイト量の個人内比較：1日当たりの時間数・全体

通常月：夏期	人数	比率 (%)
通常月<夏期	21	30.0
通常月≠0	18	25.7
通常月=0	3	4.3
通常月=夏期	41	58.6
通常月>夏期	8	11.4
夏期≠0	0	0.0
夏期=0	8	11.4
合計	70	100.0

注1) この他に無回答18人  
注2) 夏期の方が多い者の出現率とそれ以外の者の出現率との比較：CR = 3.35,  $p < .001$

表33-b 通常月と夏期のアルバイト量の個人内比較：1日当たりの時間数・性別

通常月：夏期	男		女	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
通常月<夏期	16	32.0	5	25.0
通常月≥夏期	34	68.0	15	75.0
合計	50	100.0	20	100.0

注1) この他に無回答18人  
注2)  $\chi^2 = 0.33$ ,  $df = 1$ ,  $n. s.$

全体でみた場合、1日当たりの時間数が、通常月より夏期休暇中の方が多いうる者を含めて、30.0%に過ぎないという注目に値する結果が得られた。逆に、1日当たりの時間数が年間を通じて一定である者の比率は58.6%と過半数に達する。また、通常月のみアルバイトを行っている者も11.4%存在する。入管法の改正に伴う資格外活動基準の策定に当たっての入国管理局の意図は、留学生の本分たる勉学に要する時間との兼ね合いで、留学生の1日当た

りのアルバイト時間数を、通常月は抑制し、特例期間である夏期休暇中に集中的に行わせるというものであった。しかし、本調査結果はこうした意図と相反する現象を明らかにした。す

なわち、1日当たりのアルバイト時間数が、通常月よりも夏期休暇中の方が多い留学生は、そうでない留学生よりも有意に少ない。

男女別にみた場合、通常月より夏期休暇中の方が多い者は、男性が32.0%、女性が25.0%であり、男女間に有意差はない。

専攻分野別にみた場合、通常月より夏期休暇中の方が多い者は、文科系が53.3%であるのに対して、理科系は12.5%と少なく、これらの比率の間には有意差が存在する。逆に、年間を通じて一定である者の比率は文科系の40.0%に対して、理科系は72.5%にも達し、有意差がみられる ( $\chi^2 = 7.46$ ,  $df = 1$ ,  $p < .01$ )。

5. 3. 4. 通常月と夏期休暇中のアルバイト量の個人内比較：1週間当たりの総時間数

週当たりのアルバイト総時間数について、通常月と夏期休暇中との個人内比較の結果を示したのが表34-a-1～表34-cである。

全体でみた場合、週当たりの総時間数が、通常月より夏期休暇中の方が多い留学生は、夏期休暇中のみアルバイトを行っている者も含めて、45.7%と半数に満たない。これは調査実施前の予想を大きく下回る数値である。さらに、この数値を詳細に検討すると、この中には1日当たりの時間数は一定

表33-c 通常月と夏期のアルバイト量の個人内比較：1日当たりの時間数・専攻分野別

通常月：夏期	文科系		理科系	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
通常月<夏期	16	53.3	5	12.5
通常月≧夏期	14	46.7	35	87.5
合計	30	100.0	40	100.0

注1) この他に無回答18人

注2)  $\chi^2 = 13.61$ ,  $df = 1$ ,  $p < .001$

表34-a-1 通常月と夏期休暇中のアルバイト量の個人内比較：週当たりの総時間数・全体

通常月：夏期	人数	比率 (%)
通常月<夏期	32	45.7
通常月≠0	29	41.4
通常月=0	3	4.3
通常月=夏期	28	40.0
通常月>夏期	10	14.3
夏期≠0	2	2.9
夏期=0	8	11.4
合計	70	100.0

注1) この他に無回答18人

注2) 夏期の方が多い者の出現率とそれ以外の者の出現率との比較：CR = 0.72, n. s.

表34-a-2 前表の内、通常月より夏期休暇中の方が多い者の内訳

通常月：夏期	人数	比率 (%)
1日当たりの時間数は一定で、週当たりの日数のみ夏期の方が多い	11	15.7
週当たりの日数は一定で、1日当たりの時間数のみ夏期の方が多い	4	5.7
週当たりの日数、1日当たりの時間数は共に夏期の方が多い(通常月≠0)	14	20.0
週当たりの日数、1日当たりの時間数は共に夏期の方が多い(通常月=0)	3	4.3
合計	32	45.7

表34-b 通常月と夏期休暇中のアルバイト量の個人内比較：週当たりの総時間数・性別

通常月：夏期	男		女	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
通常月<夏期	25	50.0	7	35.0
通常月≥夏期	25	50.0	13	65.0
合計	50	100.0	20	100.0

注1) この他に無回答18人

注2)  $\chi^2=1.30$ ,  $df=1$ ,  $n.s.$ 

表34-c 通常月と夏期休暇中のアルバイト量の個人内比較：週当たりの総時間数・専攻分野別

通常月：夏期	文科系		理科系	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
通常月<夏期	22	73.3	10	25.0
通常月≥夏期	8	26.7	30	75.0
合計	30	100.0	40	100.0

注1) この他に無回答18人

注2)  $\chi^2=16.14$ ,  $df=1$ ,  $p<.001$ 

専攻分野別にみた場合、通常月より夏期休暇中の方が多い者は、文科系が73.3%を占めるのに対して、理科系は25.0%に過ぎず、これらの比率の間には有意差が存在する。逆に、週当たりの総時間数が年間を通じて一定である

で、週当たりの日数のみを多くしている者が15.7%含まれていることがわかる。

従って、通常月より夏期休暇中の方が週当たりの総時間数が多く、かつ1日当たりの時間数も多い者の比率は30.0%に過

ぎないことが判明した。逆に、年間を通じて週当たりの総時間数が一定(=週当たりの日数及び1日当たりの時間数が共に一定、以下同様)である者は40.0%、通常月の方が夏期休暇中より多い者は、14.3%存在する。

男女別にみた場合、通常月より夏期休暇中の方が多い者は、男性が50.0%、女性が35.0%であるが、男女間に有意差はない。



者の比率は、文科系の16.7%に対して、理科系は57.5%と多く、有意差がみられる ( $\chi^2 = 11.91$ ,  $df = 1$ ,  $p < .001$ )。

### 5. 3. 5. まとめ

調査を実施する前の段階では、通常月に比べて夏期休暇中のアルバイト量の方が多くなる者の比率がかなり大きいものと予想された。ところが、現実には、これまでの分析からも明らかなように、1日当たりのアルバイト時間数に関して、通常月より夏期休暇中の方が多き者は30.0%に過ぎず、年間を通じて一定である者が58.6%を占めている。特に、理科系の留学生の場合、1日当たりの時間数が、通常月より夏期休暇中の方が多き者は僅か12.5%に過ぎず、年間を通じて一定である者が72.5%を占めている。このことは、7・8月1日8時間以内という特例措置の恩恵に預かる場合よりも、むしろ通常月1日当たり4時間以内という制約によって不利益を被る場合の方が多いことを示すものである。すなわち、1日当たりのアルバイト時間数が、年間を通じて一定の者及び通常月の方が多き者が70.0%も存在することから、当然の結果として、1日当たりのアルバイト時間数の制約が厳しい通常月に、より多くの違法者が発生することになる。ちなみに、理科系の場合、アルバイト基準の建て前からすると理想的な形態ともいえる、通常月1日4時間以内、かつ夏期休暇中1日4時間超8時間以内のアルバイトを行っている者は僅か7.5%（3人）しかいない。

通常月は1日4時間以内という基準の根拠については、山崎参事官の言葉を引いて示した通りであるが、ここで視点を変えて通勤時間のロスタイムを考慮すれば、1日当たりの時間数を長くして、回数（日数）を減らす少日長時間型のアルバイトの方が合理的であることは明らかである。東京都（1989）の調査によると、「アルバイトについて何かお困りのことまたは問題と思うことがありますか」という質問に対して、「アルバイト先が遠く、往復に時間がかかる」と訴えている留学生が26.3%も存在する<sup>(38)</sup>。岡山の場合は、アルバイト先までの通勤時間が片道1時間を超えるようなことは滅多に

ないであろうが、仮に、片道の通勤時間が1時間として、1日2時間週4日のアルバイトを行った場合と1日8時間週1日の場合とを比べると、アルバイト時間数は同じでもロスタイムとしての通勤時間に6時間の差が生じる。こうした観点からも1日4時間以内という制約は不合理である。

## 6. 資格外活動許可基準に対する提言

入国管理局長通達によって定められた資格外活動の許可基準は3種類に分けられている。大学又はこれに準じる機関の留学生は基準(1)「1日について4時間以内(7月1日から8月31日までの間にあっては1日8時間以内)」,大学の聴講生又は専ら聴講による研究生は基準(2)「1日について2時間以内(夏期の期間にあっては(1)に同じ)」,専修学校又は高等専門学校の留学生並びに就学生は基準(3)「1日について4時間以内」が適用される。基準(1)と比較した場合,基準(2)は通常月が,基準(3)は7・8月が,より厳しい内容となっている。基準(2)・(3)の適用を受ける留学生及び就学生の資格外活動がより厳しく制限されているのは,留学や就学に名を借りた「出稼ぎ」就労者対策であろうが,当該学生は奨学金や授業料減免の恩典に浴し難く,アルバイトの必要度が相対的に大きいという現状を考慮すると,妥当な基準であるとは言い難い。従って,まず第1に資格外活動の許可基準を基準(1)に一本化することが望まれる。

次に,週20時間程度のアルバイトを認めた旧法と比較した場合,これまでの分析結果からも明らかなように,基準(1)の適用は留学生にとって,通常月是不利であり,夏期休暇中は有利である。通常月に関して,基準(1)で週当たり最高1日4時間×7日=28時間のアルバイトが可能であり,旧法の週20時間程度という基準と比較すると,一見基準の緩和であるかのように思われる

---

(38) 前出の東京都(1989)のp.37の表V-6。重複回答を含む。

が、実際には、週当たり1日或いは2日のアルバイトを1日4時間を超える長時間行っている者が多数存在するため<sup>(39)</sup>、1日4時間以内という制約は、ただいたずらに違法行為者を増加させているに過ぎず、留学生のアルバイト形態を配慮した基準とは言い難い。そこで、週当たり最高28時間のアルバイトが合法である点を踏まえて、1日4時間以内という時間的制約を取り外し、通常月は週28時間以内と修正することを提言したい。

この修正によって、例えば今回の調査の場合、通常月の違法者は現行の32.9%から0%となり消滅する(表35-a参照)。また、参考までに、週1日の休日を考慮して、週24時間以内とした場合にも、違法者は32.9%から2.4%に激減する( $\chi^2=4.72$ ,  $df=1$ ,  $p<.05$ )。

次に、改正法によって有利となった夏期休暇期間中についても、通常月の基準とのバランスをとるため、1日8時間以内という時間的制約を取り外す必要がある。例えば、通常月のみ週28時間以内と修正した場合、1年を通じて日曜日のみ1日10時間駐車場の誘導係のアルバイトを行っている留学生が、夏期休暇中に限って違法行為となるといった矛盾を防ぐためである。改正法では、夏期休暇中は週当たり最高1日8時間×7日=56時間のアルバイトが可能であるが、国際的に労働時間の短縮が叫ばれ、我が国も週40時間労働の達成に鋭意努力を払っ

表35-a 違法行為出現率の比較  
(改正法×修正案)：通常月・週28時間以内を合法とする場合

		修正案		
		合法	違法	計
改正法	合法	67.1 (57)	0.0 (0)	67.1 (57)
	違法	32.9 (28)	0.0 (0)	32.9 (28)
	計	100.0 (85)	0.0 (0)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数  
注2) この他に無回答18人  
注3)  $\chi^2=26.04$ ,  $df=1$ ,  
 $p<.001$

(39) 本調査の結果によると、通常月のアルバイトに関して、週当たりの日数及び1日当たりの時間数を回答してくれた70人の内、週当たり2日以内のアルバイトを1日当たり5時間以上行っている者は31.4% (22人) 存在する。週当たり2～3日(本論では2.5日として処理)と回答した者も含めると、その比率は34.3% (24人) となる。

表35—b 違法行為出現率の比較  
(改正法×修正案)：  
夏期休暇中・週48時間  
以内を合法とする場合

		修正案		
		合法	違法	計
改正法	合法	90.6 (77)	0.0 (0)	90.6 (77)
	違法	5.9 (5)	3.5 (3)	9.4 (8)
	計	96.5 (82)	3.5 (3)	100.0 (85)

注1) 数値は、上段：比率(%),  
下段：人数

注2) この他に無回答18人

注3)  $\chi^2=3.20$ ,  $df=1$ ,  
 $p<.10$

ている中で、外国人留学生に対して、あからさまに週56時間という大きな数字を提示することには問題があろう。従って、週1日の休日を考慮して、週48時間以内とする方がより妥当であると思われる。すなわち、今回の調査の場合、夏期休暇中の違法者はこの修正によって、現行の改正法の9.4%から3.5%にやや減少する(表35—b参照)。これは、1日当たりのアルバイト時間数は8時間を超えるが、週当たりの日数が少ないため、修正案によって救われる留学生が存在するからである。逆に、改正法を適用した場合には合法だが、修正案を適用すると違法となり、不利益を被る者は存在しない。通常月のみならず夏期休暇中においても、1日当たりの時間的制約を取り払うことによって、留学生のアルバイト形態に即した基準に修正することができる。

以上の提言をまとめてみると、

- (1) 資格外活動許可基準については、現行の3種類の基準を基準(1)に一本化する。
- (2) 通常月の基準については、現行の1日につき4時間以内を週当たり28時間以内と修正する。
- (3) 7・8月の基準については、現行の1日につき8時間以内を週当たり48時間以内と修正する。

アルバイトの基準を、例えば、通常月1日4時間以内から、週28時間以内といったように、緩和することはもちろん必要である。しかし、それは次善の策に過ぎないのであって、貴重な留学生活がアルバイトによって侵害されることには変わりはない。従って、留学生が生活に悩まされることなく、勉学

に打ち込めるだけの「手当」をすることこそ肝要であろう。しかし、留学生宿舎の建設、奨学金の充実、授業料減免枠の拡大といった「手当」はいずれも大規模な予算措置を伴うものであって、一朝一夕に実現できるものではない。例えば、現在およそ36%である、私費留学生に対する奨学金の支給率を50%にまで高めるためには、月額4万円としても、新たに年間26億円程度の予算措置が必要となる<sup>(40)</sup>。PKOに代表される「国際貢献」論議が喧しい昨今であるが、外国人留学生が安心して勉学に打ち込めるような環境作りを行うことは大きな国際貢献であり、急を要する課題でもある。

#### 引用文献

- 朝日新聞 1991年8月15日付 「アジアの留学生ら悲鳴・アルバイト奪い合い」
- 福井県留学生等交流推進協議会 1990 福井県留学生等生活実態報告書 福井県留学生だより 福井県留学生等交流推進協議会
- 法務省刑事局経済法令研究会（編） 1990 Q & A改正入管法——外国人雇用をめぐる諸問題—— 立花書房
- 法務省入国管理局（編） 1990 新しい入管法の要点 法務省入国管理局
- 法務省入国管理局資格審査課 1988 資格外活動許可について 国際人流, 1988年7月号 (No.14), 50-55.
- 堀毅 1991 中国人留学生と人権 三一書房
- 文部省学術国際局長 1990 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（通知） 文部省学術国際局長
- 文部省学術国際局留学生課 1986 21世紀への留学生政策 文部省学術国際局留学生課
- 文部省学術国際局留学生課 1992 我が国の留学生制度の概要 文部省学術国際局留学生課
- 日本経済新聞 1990年5月23日付 「外国人労働者パニック」
- 日本経済新聞 1990年6月1日付 「改正入管法の徹底で通達」
- 日本国際教育協会 1992 私費外国人留学生生活実態報告書 日本国際教育協会
- 大分地域留学生交流推進会議 1991 外国人留学生の生活実態調査 大分地域留学生交流推進会議
- 岡益巳 1992 中国人私費留学生に関する実態調査——岡山県の場合—— 岡山大学産業経営研究会（編） 研究報告書 第27集

(40) 1991年5月1日現在の私費留学生総数38,775人の14%として試算した。

- 岡山大学庶務部国際主幹 1988 岡山大学留学生アンケート 岡山大学庶務部国際主幹  
(未公刊)
- 岡山県留学生交流推進協議会 1991 おおはし——岡山と留学生—— 第2号 岡山県留  
学生交流推進協議会
- 留学生新聞 1990年3月号 「法務省入国管理局山崎哲夫参事官にインタビュー」
- 留学生新聞 1990年9月号 「留学生の意識調査」
- 留学生新聞 1992年6月号 「読者アンケート報告①」
- 留学生新聞 1992年7月号 「読者アンケート報告②」
- 田中宏 1990 深まる「不法就労」の現実と方針の乖離 法学セミナー, 1990年8月号  
(No. 428), 20-25.
- 東海大学教育研究所 1990 東海大学留学生生活実態調査 東海大学教育研究所
- 東京都生活文化局 1989 留学生・就学生の生活に関する実態調査報告書 東京都生活文  
化局
- 山田鎌一・黒木忠正 1990 わかりやすい入管法 有斐閣リブレ26 有斐閣
- 山崎哲夫ほか 1989 座談会・外国人労働者問題と外国人行政 ジュリスト, 1989年10月  
1日号 (No. 942), 14-33.
- 山崎哲夫 1990 改正「出入国管理及び難民認定法」 ジュリスト, 1990年3月15日号  
(No. 952), 111-117.
- 読売新聞 1990年6月2日付 「改正入管法めぐる混乱・PR不足・法相が陳謝」
- 趙海成 (Zhao) 1990 不安に怯える留学生 法学セミナー, 1990年8月号 (No. 428),  
30-32.

付注：『留学生新聞』は株式会社・パシフィック・コミュニケーションズ(所在地、東京)が中国語圏からの留学生のための情報紙として、毎月1回発行しているタブロイド版の新聞で、1992年12月現在、発行部数1万2千部、定期購読者数約5千人。1992年12月号の場合、紙面は中国語(繁体字)の部分が28ページ、日本語の部分が8ページの36ページ建て。創刊は1988年12月。編集責任者は中圭一郎氏。